

「6-3.窓ガラス(UN-R43関係)」

● 改正概要

- ① 自動車の窓ガラスについて、安全ガラス※¹の装備を義務づける自動車の適用範囲及び安全ガラスとするべき窓ガラスを次のとおり改正します。

現 行	改 正 後
全ての窓ガラスが安全ガラスでなければならない。 <u>(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、前面ガラスのみ)</u>	全ての窓ガラスが安全ガラスでなければならない。 <u>(最高速度 25km/h 未満の自動車を除く。)</u>

- ② 自動車の前面ガラスについて、合わせガラス※²の装備を義務づける自動車の範囲を次のとおり改正します。

現 行	改 正 後
合わせガラスを装備すること。 <u>(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)</u>	合わせガラスを装備すること。 <u>(最高速度四十キロメートル毎時未満の自動車を除く。)</u>

※1 安全ガラスとは、衝突等により損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が負傷するおそれの少ないガラスをいう。

※2 合わせガラスとは、安全ガラスのうち、損傷した場合において運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないガラスをいう。



● 改正時期

平成 26 年 6 月(予定)

● 適用時期

新型車 :平成 29 年 6 月 10 日以降

継続生産車:平成 31 年 6 月 10 日以降